

第 23 回統計委員会における意見等に対する回答

総務省統計局

合併市町村における「5年前の住居の所在地」の記入の仕方について

5年前の住居の所在地について、合併のあった市町村に居住している方の場合、合併前の市町村をベースに回答してもらうのか、あるいは、合併後の市町村をベースに所在地を回答してもらうのか。

「5年前の住居の所在地」は、調査時点での市町村境界における5年間の人口移動の状況を把握することを目的としていることなどから、平成22年10月1日現在の名称で記入することとしている。

なお、この点について報告者の誤解が生じぬよう、調査書類等において適切な注意喚起を行うこととしたい。

「就業時間」の利用ニーズに対する考え方について

雇用形態の区分変更は、ようやく対応がなされたと感じており、大事な一歩と感じている。

一方、削除される就業時間については、就業者の根拠を「1時間以上就業」としていることから、「就業状態」を確定する際にも有用な情報であり、また、結果が利用されていないということはないと考える。どのような根拠に基づき、利用がないと判断されたのか。

就業時間を始めとするすべての調査事項について、その集計結果は、一定の利用がなされているものと考えている。

一方、各府省及び地方公共団体に対し、各調査事項の利用状況を照会したところ、就業時間については、「国民経済計算で全国ベースの就業時間を使用」(内閣府)などの回答があった。全国ベースの就業時間などであれば、他の複数の統計調査でも把握していることから、国勢調査から就業時間を削除しても問題ないと判断したところである。

「就業時間」の把握の必要性について

雇用形態を把握する区分を変更することが、就業時間を削除する理由として挙げられているが、必ずしも労働時間によって、パートタイム又はフルタイムが区分されているわけではない。どこかの段階で就業時間を把握する必要があるのではないか。

「就業時間」は、正規・非正規雇用等の実態を的確に把握するため、平成12年国勢調査で追加されたものである。当時、統計調査において正規・非正規雇用の実態の把握について確立された方法がなかったことから、従業上の地位の「雇用者」を「常雇」と「臨時雇」の2区分にした上で、新たに「就業時間」を追加し、これらを組み合わせて活用することにより、正規・非正規雇用等の実態を把握することとしたものである。

正規・非正規雇用等の実態の把握方法については、その後、多くの統計調査において、「正規の職員・従業員」、「パート・アルバイト」などの呼称を中心とする区分による方法が定着してきた。

平成22年国勢調査においては、正規・非正規雇用等の実態をさらに的確に把握するため、従業上の地位の「雇用者」の区分について、「常雇」、「臨時雇」に代え、「正規の職員・従業員」、「パート・アルバイト」など、多くの統計調査において定着してきた区分に変更することとし、これに伴い、組み合わせて活用されていた「就業時間」も廃止することとしたものである。

また、「就業時間」については、個人・世帯を対象とする労働力調査や就業構造基本調査に加え、事業所・企業を対象とする毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査など多くの統計調査において把握されており、大規模統計調査の結果を含め統計情報の代替性が十分に確保されていると考えられる。

実際、各府省及び地方公共団体に対し、各調査事項の利用状況を照会したところ、就業時間については、「国民経済計算で全国ベースの就業時間を使用」(内閣府)などの回答があったが、全国ベースの就業時間などであれば、他の複数の統計調査でも把握していることから、国勢調査から就業時間を削除しても問題ないと判断したところである。

さらに、平成22年国勢調査においては、調査票の郵送提出方式の導入に伴い、調査票の規格を小型のものに変更しており、このような調査票紙面の制約からも、利用実態や統計情報の代替性を踏まえた対応が必要である。

封入提出方式の全面導入と世帯からの依頼への対応について

封入提出方式を全面導入することとしているが、調査客体の中には、調査票の記入を手伝ってほしいという要望もあるのではないかと。このような要望があることを想定した上での対応なのか。

国民の個人情報保護意識や防犯意識が一層高まる中、国民の理解と協力を得て引き続き精度の高い統計を提供するためには、調査票を提出する際の世帯の心理的抵抗感や忌避感をできる限り解消することが必要である。

このような趣旨から、国勢調査においては、調査票の任意封入提出方式を採用してきたが、封入提出率は、回を重ねるごとに大きく上昇してきている。平成17年国勢調査においてすでに50%近い世帯が封入により調査票を提出しており、平成22年国勢調査における封入提出率は、50%を超えることが確実であると見込まれる。これは、国民の過半数が封入提出を求めていることを意味するものといえる。

また、封入提出方式の全面導入に伴い、未記入や記入不備の調査票が増加するなど精度が低下することが懸念される一方、調査員に調査票の記入内容を見られないという安心感から正確な記入が確保されることや、調査票回収の際に調査員と世帯との間で生じるトラブルが減少することなども期待される。

このようなことから、平成22年国勢調査においては、封入提出方式を全面導入することとしたものである。

このように、封入提出方式の全面導入は、国民の個人情報保護意識の高まりなどに配慮し、世帯の要望に応えるために行うものである。ご指摘のように、世帯から調査票の記入の仕方の質問があった場合や、世帯から調査票の記入を依頼された場合などについては、世帯の要望に応えることが適当であり、これらの依頼等に対しては、従来同様、応じることとしている。

住民基本台帳の利用について

住民基本台帳の利用は意味があることと考えるが、地域別・男女別の人口を住民基本台帳のデータと国勢調査のデータで比較すると、差が10パーセント以上あると聞いたことがある。このため、住民基本台帳の情報だけに頼ると、不適切な結果が出るのではないかと。特に、若年者の場合、住民登録を地方に残したまま、都市部で就業や就学をする場合もあり、人口等の把握に大きな誤差を生じるおそれがある。

平成22年国勢調査においては、封入提出方式の全面導入や郵送提出方式の導入を図ることとしているが、これらの方式では、従来、調査員が行っていた回収時の未記入や誤記入などの確認を行うことができなくなる。このような状況におい

ても、引き続き精度の高い調査結果を得るためには、市町村の審査段階において世帯に記入内容を確認することが重要となる。しかし、世帯が不在等のため、確認することができないことも想定されることから、住民基本台帳等の行政情報を利用して記入内容を補完することが必要となる。

このため、市町村における調査票の審査段階において、世帯から提出された調査票に記入漏れなどがある場合や、聞き取り調査によって作成された調査票の確認・補完に他の適切な方法がない場合には、調査票の記入内容の正確性を確保するため、住民基本台帳等の行政情報を利用し、調査票の確認・補完を行うこととしている。

また、国や地方公共団体の行政施策や民間の学術研究などに必要とされる統計データを的確に提供するためには、我が国の人口や世帯を居住の実態に即して明らかにすることが必要であると認識している。このため、人口や世帯の把握は、実地調査により行うことが必要であり、住民基本台帳等の行政情報は、あくまでも調査票の記入内容の確認・補完のために利用するものである。

なお、調査票の未記入や不正確な記入が生じぬよう、『調査票の記入のしかた』などの調査書類等において適切な注意喚起を行い、正確な実地調査が行われるようにしたい。

統計法第 15 条に基づく関係者に対する質問等の実施者について

封入提出方式の全面導入により、回収した調査票の未記入や不備が増加することが予想される。

これに対し、調査結果の精度を確保するため、統計法第 15 条に基づく関係者への質問等を導入し、市町村の職員が調査票の記入内容を補完することとしている。

しかし、住民基本台帳による補完を十分に行うことができず、記入内容に不備があるものが多数出てきた場合に、市町村の職員だけでは十分な対応ができないために、精度を確保できなくなるおそれがあると考えます。

このため、市町村の職員に代わって、調査員も関係者への質問等を行う方法もあるのではないかと考えるが、「諮問の概要」2 ページのイの（イ）における「市町村の職員等」の「等」には、この含みを持たせていると解してよいか。

不在により世帯との接触が困難な事例などにおいて、調査票の回収を行うことができなかつた場合、統計調査員は、統計法第30条の規定により、近隣の人などの協力を得て、聞き取り調査を行うこととしている。しかし、聞き取り調査によっても、不在世帯の状況を十分に確認することができないことになれば、正確な統計の作成に懸念が生じることにもなりかねない。

このため、平成22年国勢調査においては、世帯からの回答を得られず、聞き取り調査を実施しても、また、市町村が利用可能な行政情報を活用しても、なお調

調査票の記入漏れが十分に補完されない場合には、統計法第15条の規定により、マンションの管理会社等の関係者に質問することを想定している。

このような調査の流れを考慮すると、統計法第30条の規定による聞き取り調査と統計法第15条の規定による関係者への質問等は、異なる実施者が行うほうが、実務上、効果的であると考えられる。

また、統計法第15条の規定による関係者への質問等の行使に当たっては、公権力の行使に当たることから、慎重な対応が求められると考えている。国勢調査の調査員については、大量に動員すること、任命期間が短期間であること、外国人が任命されることもあることなどから、関係者への質問等の実施者は、調査員ではなく、市町村の職員とすることが適切である。

なお、「諮問の概要」2ページのイの(イ)における「市町村の職員等」の「等」には、都道府県職員や総務省統計局職員が考え得ることから、この含みを持たせた表現としている。

また、調査票の記入漏れの補完のための措置だけでなく、実地調査が適切に行われるよう的確な指導を行うこと、調査票の審査期間を十分に確保することなどにより、調査結果の精度を確保することとしたい。

調査方法の変更に伴う市町村の負担軽減のための措置について

封入提出方式の全面導入により、未記入の調査票や記入内容が不正確な調査票が増加した場合に、市町村の負担が増加するのではないかと。これによる市町村の負担の増加に対し、どのように対応することとしているのか。

封入提出方式の全面導入などに伴って、調査員に調査票の記入内容を見られないという安心感から正確な記入が期待される一方で、未記入や不正確な調査票が増加することも懸念される。

封入提出方式の全面導入などに伴い、市町村における審査事務等が増加する懸念もあることから、従来、市町村において行っていたすべての調査票についての産業大分類の格付事務をすべて独立行政法人統計センターに移行することに加え、世帯からの調査に関する照会について全国一括のコールセンターを設置して対応するなど、市町村事務が全体として増加しないよう配慮したい。